



伊勢崎市告示第112号

字の区域の変更及び字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止するものとする。

なお、この字の区域の変更及び廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成21年10月1日

伊勢崎市長 五十嵐 清



- 1 変更理由 県営伊与久南部土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更し、及び字の区域を廃止する必要を認めたため。

2 変更内容

大字	字	地 番
境伊与久	馬見塚	13の2、18の2、18の6、19の1、19の5、20の1、20の3、20の4、21の1、23の1、24の1、25から33まで、36の1から36の4まで、37の2、38、39の1、39の3、39の4、40の1、41の2、44の4、67の3、67の5、67の6、69の4、69の5、70から74まで
	老町畑	75から81まで、82の1、82の2、83、84の1から84の4まで、85の1、85の2、85の4、87の1、87の2、88の1、89の1、89の2、90、91、92の1、92の2、93、94、106の1、106の3、108、109、110の1から110の3まで、112、114、115、119、120、122の1、123、124の1、124の4、125の1、125の2、126の1、126の2、127、129の

		1、129の2、130の2、130の4、130の5、131から136まで、137の1、137の2、138の1から138の4まで、139から147まで
	下老町畑	148、149、150の1、151の1、152から155まで、156の1、157の1、158の1、158の2、159、160の1、160の3、161の1から161の4まで、161の6、162の1、162の3、163の1、163の2、163の4、164の1、165の1、166から171まで、172の1、173から175まで、177から179まで、188の1、189の1、190の1、193の1、194から196まで、197の1、200の1、201の1、201の2、202の1、203の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）並びに境伊与久字下老町畑150の1、151の1、156の1、157の1、158の1、158の2、203の2、204の1に隣接、地先の境伊与久字新地南の道路、水路である市有地の全部及び境伊与久字下老町畑188の1、189の1、190の1、193の1、194、197の1、200の1、202の1、203の1に隣接、地先の境伊与久字新地の道路、水路である市有地の全部の字を廃止する。

大字	字	地 番
境上武士	堀北	1から4まで、5から9までの各一部、10、11、12から15までの各一部、16から19まで、20の一部、21の一部、73の一部、80の一部、81、84から87までの各一部、88、90、91、92の一部、93の1の一部、93の2の一部、94の1の一部、94の2の一部、96の一部、110の一部、111の一部、112の1、113の1の一部

境下武士	野々宮	1896の2の一部
境保泉	関場	1873の2、1874の1から1874の3まで、1875、1876、1877の1、1880の1、1881、1881の2の一部、1881の3、1882、1883の1、1886の2、1896の一部、1897の1の一部、1898の一部、1900の一部

上記区域（同区域に介在する道路、隣接する水路である市有地の全部を含む。）及び境上武士字堀北112の1、113の1に隣接、地先の境上武士字堀北の道路、水路である市有地を境伊与久に変更し、字を廃止する。

大字	字	地 番
境上武士	堀北	5から9までの各一部、12から15までの各一部、20の一部、21の一部、22から33まで、34の1、34の2、35の1、35の2、36から49まで、50の1、50の2、51の1、52から61まで、62の1、62の2、63から72まで、73の一部、74の1から74の5まで、78、79、80の一部、84から87までの各一部、92の一部、93の1の一部、93の2の一部、94の1の一部、94の2の一部、95、96の一部、97の1、97の2、98から101まで、102の1、102の2、103から105まで、106の1、106の2、107の1、107の2、108の1、108の2、109の1、110の一部、111の一部、113の1の一部
	新井	443の3、443の4

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び境上武士字堀北105、106の1、107の1、107の2、108の1、108の2、109の1、113の1、境下武士字野々宮1895の1の地先の境上武士字堀北の道路、水路である市有地の全部の字を廃止する。

大字	字	地 番
境下武士	野々宮	1895の1、1896の1、1896の2の一部、1897の1、1897の2、1898、1899
境保泉	関場	1747の3、1747の4、1881の2の一部、1895の1、1896の一部、1897の1の一部、1898の一部、1899、1900の一部、1901から1905まで

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を境上武士に変更し、字を廃止する。

大字	字	地 番
境伊与久	久保田東	484から491まで、495から503まで、504の1、504の2、505、506、甲512の1、514、515の1、521の1、522、523の1、523の2、524の1、524の2、525から531まで、534の1、534の2
	久保田西	549の1、549の2、551から554まで、555の3、560の1、561の1、561の3、562、563の1、564の1
	四ツ塚	964、965、966の1、996の1、996の2、998の3、1000の1、1001の1、1001の2、1002から1005まで、1006の1、1021の1、1022の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）の字を廃止する。